

『自殺総合政策研究』投稿要領

いのち支える自殺対策推進センター学術誌編集委員会

本誌は、自殺の実態および自殺対策に関する研究の向上と、それを通じた自殺対策の推進のためのオープンアクセスジャーナルである。いのち支える自殺対策推進センター（以下、「JSCP」という。）では原稿の依頼および公募により、学際的で質の高い研究、現場対応と政策開発に資する実践報告など、自殺総合政策に関する論考を幅広く集め、掲載する。

1. 投稿資格

自殺の実態および自殺対策に関する研究と実践に関心があり、本誌の趣旨に賛同する者。

2. 原稿の区分

本誌の掲載原稿の区分は、原著論文、総説、研究ノート、実践報告、解説、その他とする。

- (1) 原著論文：学術研究としての独創性が認められ、論文としての完成度が高いものの。
- (2) 総説：先行研究の比較および整理として系統的な調査が行われ、レビューとしての独創性があるもの。
- (3) 研究ノート：原著論文ほどは完成度が高くないが、研究途上のノートとしてのまとまりをもち、本誌掲載の意義が認められるもの。
- (4) 実践報告：主として実務家が地域やコミュニティで実践する内容を対象とし、その実践内容と意図が具体的に示され、研究者および実務家に共有可能な報告としてまとまりをもつもの。
- (5) 解説：特定テーマに関する学界や社会の動向を説明・要約したもので、読者の理解に役立つもの。
- (6) その他：以上の5つには当てはまらないが、本誌掲載の意義が認められる報告や資料等。

3. 原稿の条件

使用言語は日本語とし、他誌に発表されていないものに限る。

4. 原稿の審査

公募を通じて投稿された原稿のうち、原著論文、総説、研究ノート、および実践報告については論文審査（原則として2名の査読者による査読と判定）を行い、その他の原稿区分についても必要に応じて審査を行う。査読および判定に関する詳細は別途定める。

5. 倫理的配慮

ヘルシンキ宣言および文部科学省・厚生労働省・経済産業省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（令和3年3月23日制定）、その他の専門分野の指針に従い、当該研究を実施した際に行った倫理面への配慮の内容と方法、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と同意（インフォームド・コンセント）に関わる状況等について、本文中に記載すること。倫理面の問題がないと判断した場合にはその旨を記載し、理由を明記する。倫理審査委員会の承認を得て実施した研究は、承認した倫理審査委員会の名称および承認年月日を記載する。なお、実践報告、解説等についても、ヘルシンキ宣言等を遵守することが求められるが、必ずしも倫理審査委員会の承認を要しないものとする。

6. 利益相反（COI）自己申告

当該論文作成に際して、企業・団体等から研究費助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を受けた場合は、謝辞等にその旨を記載する。また、すべての著者は投稿時に、「利益相反（COI）自己申告書」を提出する。

7. 原稿の分量および投稿方法

原稿は、原著論文、総説、実践報告、解説については、図表、注および参考文献を含め概ね16,000字以内、研究ノートについては10,000字以内とする。図表は1件平均200字相当として数える。原稿は電子投稿とする。

8. 投稿料・掲載料

投稿料および掲載料は無料とする。

9. 著作権

本誌に掲載された論文などの著作権はJSCPに帰属するものとする。他の出版物などに転載する場合は、事前にJSCP学術誌編集委員会に届け出るものとする。

10. 人工知能（AI）の利用

生成 AI 等の人工知能関連技術を用いて作成された原稿を投稿する場合、著者はその利用事実（ツール名、使用箇所及びその用途）を論文内（例：謝辞、方法）に明示しなければならない。AI を著者として記載することは認めない。AI によって生成した画像や図表を論文に掲載することはできない。生成された内容の正確性および著作権、倫理的な問題に関する一切の責任は著者が負うものとする。不適切な AI 利用が判明した場合には、学術誌編集委員会は投稿原稿の受理・掲載を見合わせ、または掲載後の論文について撤回等の措置を講じることがある。

附則

この要領（令和 5 年 11 月 17 日学術誌編集委員会決定）は、令和 5 年 11 月 17 日から施行する。

附則

この要領（令和 6 年 1 月 9 日学術誌編集委員会改訂）は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。

附則

この要領（令和 8 年 1 月 22 日学術誌編集委員会改訂）は、令和 8 年 1 月 22 日から施行する。